

第6号議案 定款の一部改定(案)①について

【提案理由】

事業開催形態の多様化、学術事業の活発化、情報管理セキュリティの強化など、各部における役員業務量が増加している。しかし人員不足により、迅速な対応や効率的な業務分担が出来ず、業務の偏在などもみられる。役員一人あたりの業務量軽減を図るとともに効率化を進められるよう常務理事の増員を提案します。

(下線部は変更箇所を示す。)

改定(案)	現行	備考
平成22年5月23日制定 平成22年11月1日施行 平成23年5月22日一部改定 平成28年5月22日一部改定 令和3年6月13日一部改定 令和5年6月18日一部改定 <u>令和6年6月9日一部改定</u>	平成22年5月23日制定 平成22年11月1日施行 平成23年5月22日一部改定 平成28年5月22日一部改定 令和3年6月13日一部改定 令和5年6月18日一部改定	改定日の追加
第5章 役員 (役員及び員数) 第22条 当法人に、次の役員を置く。 (1) 理事28名以上 <u>36</u> 名以内 (2) 監事2名 2 理事のうち、1名を会長とし、3名を副会長、12名以上 <u>20</u> 名以内を常務理事とする。 3 前項の会長をもって、一般社団・財団法人法の代表理事とし、同項の副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の常務執行理事とする。	第5章 役員 (役員及び員数) 第22条 当法人に、次の役員を置く。 (1) 理事28名以上 <u>32</u> 名以内 (2) 監事2名 2 理事のうち、1名を会長とし、3名を副会長、12名以上 <u>16</u> 名以内を常務理事とする。 3 前項の会長をもって、一般社団・財団法人法の代表理事とし、同項の副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の常務執行理事とする。	員数の変更 (増員)